

# 特殊車両に関する認識を深めるために！

ニュースの中で触れましたが今年に入り結構多くの事業者が車両制限令違反で告発をされている他指導、警告を重ね国道事務所あるいはネクスコから呼び出しを受けている事業者も多くみられるようです。

新潟県内においては告発された事業者は今現在ありませんが、特車に対する取り締まりは今後益々厳しくなって行くことが予測されます。

特殊車両が荷物を積んで公道を走行する場合、どうしても**保安基準**、**車両制限令**、**道路交通法**という三つの法律を守らなければなりません。

車検証に記載されている最大積載量以上の荷物を積んだり、全長が12mを超える連結トレーラで無許可で自由に道路を走行したり、荷物の長さや幅や高さが道路交通法の基準を超えているのに制限外積載許可を受けずに走行したりした場合はそれぞれの法律による罰則を受けたり最悪は**告発**という事態になってしまいます。

その様な事態になってしまうと会社が罰則を受けたり社会的制裁あるいは名誉が傷つくだけではなく運転手さんも道路交通法による反則点数と罰金が科せられます。当協会では会員の皆様が最悪の事態を招かないよう、今一度特殊車両に関する基本的認識を経営者の方だけではなく運転手さんも含めた社員の皆様に深めていただきたいと考えセミナーを開催することにいたしました。そんなことは分かっていると云わず今一度学習されることをお勧めいたします。



**2016年11月17日(木) 13時00分～16時00分**

**会場：新潟グランドホテル**

新潟市中央区下大川前通3ノ町2230番地

- ・ 13時00分～13時30分 受付
- ・ 13時30分～15時00分 保安基準と車両制限令の関係について 講師は当協会の行政書士
- ・ 15時00分～15時20分 休憩
- ・ 15時20分～16時30分 道路交通法について 講師は当協会の行政書士

## ■主催：一般社団法人適正安全輸送協会

連絡担当者：仙名 栄 TEL：025-278-8961 FAX：025-278-8962 mail：senna@toroku.co.jp

■参加費：会員 3,000円 会員以外 5,000円

## 参加申込書(10月20日〆切)

①セミナーに参加する      ②セミナーに参加しない      (何れかに○をしてください)

会社名：

参加者名：

連絡先：TEL：

FAX：

mail：

※お申込みはFAXで **FAX** 025-278-8962